

社会福祉法人秩父別昭啓会 理事長の報酬額に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人秩父別昭啓会の理事長の報酬に関する支給額を定めることを目的とする。

(勤務形態及び報酬額)

第2条 理事長の勤務形態及び報酬額は次のとおりとする。
理事長は定款第9条第1項に基づく理事長の日常業務に関する専決規定に定める職務を行うものとする。

勤務形態 隔週 1回 2時間程度

報酬月額 120,000円

